

帯広市普通河川管理条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

改正後					改正前				
別表（第21条関係）					別表（第21条関係）				
1 （略）					1 （略）				
2 土地占用料					2 土地占用料				
番号	区分	単位	単価及び算出方法	摘要	番号	区分	単位	単価及び算出方法	摘要
1	建造工作物敷地 （外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）	1平方メートルにつき 1年	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格（地方税法第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下「近傍価格」という。）に100分の6を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の110を乗じて得た額）（その額が20円に満たない場合にあっては、20円）		1	建造工作物敷地 （外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）	1平方メートルにつき 1年	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格（地方税法第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下「近傍価格」という。）に100分の6を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の110を乗じて得た額）（その額が20円に満たない場合にあっては、20円）	
2	第1種電柱	1本につき1年	1月以上の占用 <u>480円</u> 1月未満の占用 <u>528円</u>		2	第1種電柱	1本につき1年	1月以上の占用 <u>420円</u> 1月未満の占用 <u>462円</u>	
3	第2種電柱		1月以上の占用 <u>730円</u> 1月未満の占用 <u>803円</u>		3	第2種電柱		1月以上の占用 <u>650円</u> 1月未満の占用 <u>715円</u>	
4	第3種電柱		1月以上の占用 <u>990円</u> 1月未満の占用 <u>1,089円</u>		4	第3種電柱		1月以上の占用 <u>880円</u> 1月未満の占用 <u>968円</u>	

5	第1種電話柱		1月以上の占有 <u>430円</u> 1月未満の占有 <u>473円</u>	
6	第2種電話柱		1月以上の占有 <u>680円</u> 1月未満の占有 <u>748円</u>	
7	第3種電話柱		1月以上の占有 <u>940円</u> 1月未満の占有 <u>1,034円</u>	
8	その他の柱類		1月以上の占有 <u>43円</u> 1月未満の占有 <u>47円30銭</u>	
9	共架電線その他 上空に設ける線 類	1メートル につき1年	1月以上の占有 4円 1月未満の占有 4円40銭	
10	鉄塔	1基につき1 年	1月以上の占有 <u>850円</u> 1月未満の占有 <u>935円</u>	
11	管(外径0.07メー が0.4メ ートル のもの	1メートル につき1年	1月以上の占有 <u>18円</u> 1月未満の占有 <u>19円80銭</u>	
12	未満の0.07メー ものに 0.1メー の埋設 トル未満 のもの		1月以上の占有 <u>26円</u> 1月未満の占有 <u>28円60銭</u>	
13	0.1メー トル以上 0.15メー トル未満 のもの		1月以上の占有 <u>38円</u> 1月未満の占有 <u>41円80銭</u>	
14	0.15メー		1月以上の占有 <u>51円</u>	

5	第1種電話柱		1月以上の占有 <u>380円</u> 1月未満の占有 <u>418円</u>	
6	第2種電話柱		1月以上の占有 <u>610円</u> 1月未満の占有 <u>671円</u>	
7	第3種電話柱		1月以上の占有 <u>830円</u> 1月未満の占有 <u>913円</u>	
8	その他の柱類		1月以上の占有 <u>38円</u> 1月未満の占有 <u>41円80銭</u>	
9	共架電線その他 上空に設ける線 類	1メートル につき1年	1月以上の占有 4円 1月未満の占有 4円40銭	
10	鉄塔	1基につき1 年	1月以上の占有 <u>760円</u> 1月未満の占有 <u>836円</u>	
11	管(外径0.07メー が0.4メ ートル のもの	1メートル につき1年	1月以上の占有 <u>16円</u> 1月未満の占有 <u>17円60銭</u>	
12	未満の0.07メー ものに 0.1メー の埋設 トル未満 のもの		1月以上の占有 <u>23円</u> 1月未満の占有 <u>25円30銭</u>	
13	0.1メー トル以上 0.15メー トル未満 のもの		1月以上の占有 <u>34円</u> 1月未満の占有 <u>37円40銭</u>	
14	0.15メー		1月以上の占有 <u>45円</u>	

		トル以上 0.2メー トル未満 のもの	1月未満の占有 <u>56円10銭</u>	
15		0.2メー トル以上 0.3メー トル未満 のもの	1月以上の占有 <u>77円</u> 1月未満の占有 <u>84円70銭</u>	
16		0.3メー トル以上 のもの	1月以上の占有 <u>100円</u> 1月未満の占有 <u>110円</u>	
17	鉄道及び軌道敷 地	1平方メー トルにつき	1月以上の占有 <u>80円</u> 1月未満の占有 <u>88円</u>	
18	農耕用敷地	1年	近傍類似の農地の1平方メ ートル当たりの借賃（農地 法（昭和27年法律第229号） 第52条の規定に基づき帯広 市農業委員会が情報の提供 を行った借賃（その情報の 提供がなかったときは、類 似の農業委員会が情報の提 供を行った借賃）をいう。 以下同じ。）を勘案して市 長が定める額（1月未満の占 用にあつては、その額に10 0分の110を乗じて得た額）	

		トル以上 0.2メー トル未満 のもの	1月未満の占有 <u>49円50銭</u>	
15		0.2メー トル以上 0.3メー トル未満 のもの	1月以上の占有 <u>68円</u> 1月未満の占有 <u>74円80銭</u>	
16		0.3メー トル以上 のもの	1月以上の占有 <u>91円</u> 1月未満の占有 <u>100円10 銭</u>	
17	鉄道及び軌道敷 地	1平方メー トルにつき	1月以上の占有 <u>80円</u> 1月未満の占有 <u>88円</u>	
18	農耕用敷地	1年	近傍類似の農地の1平方メ ートル当たりの借賃（農地 法（昭和27年法律第229号） 第52条の規定に基づき帯広 市農業委員会が情報の提供 を行った借賃（その情報の 提供がなかったときは、類 似の農業委員会が情報の提 供を行った借賃）をいう。 以下同じ。）を勘案して市 長が定める額（1月未満の占 用にあつては、その額に10 0分の110を乗じて得た額）	

19	採草及び放牧用敷地		近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの借賃を勘案して市長が定める額に100分の60を乗じて得た額（1月未満の占有にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額）	
20	漁業及び養殖用水面		1月以上の占有 20円 1月未満の占有 22円	
21	係船その他に係る水面		1月以上の占有 30円 1月未満の占有 33円	
22	鉱泉地	1口につき1年	類似の土地の価格に100分の6を乗じて得た額（1月未満の占有にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額）	
23	その他の敷地	1平方メートルにつき1年	近傍価格に100分の5を乗じて得た額（1月未満の占有にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額）（その額が10円に満たない場合にあつては、10円）	
備考 （略）				

3 （略）

19	採草及び放牧用敷地		近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの借賃を勘案して市長が定める額に100分の60を乗じて得た額（1月未満の占有にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額）	
20	漁業及び養殖用水面		1月以上の占有 20円 1月未満の占有 22円	
21	係船その他に係る水面		1月以上の占有 30円 1月未満の占有 33円	
22	鉱泉地	1口につき1年	類似の土地の価格に100分の6を乗じて得た額（1月未満の占有にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額）	
23	その他の敷地	1平方メートルにつき1年	近傍価格に100分の5を乗じて得た額（1月未満の占有にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額）（その額が10円に満たない場合にあつては、10円）	
備考 （略）				

3 （略）